



STOP! 介護崩壊 介護ウェーブ推進ニュース

— 介護ウェーブの “Big Wave” をおこそう! —

署名20万筆達成まで、もうひといき!

— 署名を地域にひろげ、1筆でも多くの声を国会に届けよう! —

「自治体(保険者)」へ介護保険制度の改善を求めよう! 介護保険の財政収支をチェックし、適正な財政・制度運営などを訴えよう!

9月から全国で地方議会が始まります。併せて各自治体では、第4期介護保険事業(支援)計画(2009年度～2011年度の期間)の策定や介護保険料の見直しの作業がすすめられています。次年度予算編成の作業がスタートする時期でもあり、それぞれの地域で、自治体に対する制度改善を求めていく取り組みが重要です。

○ 北海道、東京、神奈川、岐阜、岡山等で取り組みが進む

「横浜勤労者福祉協会グループ」では、7月16日に、横浜市介護保険事業関係部局と懇談・交渉を行い、第4期介護保険事業(支援)計画の策定スケジュールの確認や、医療・福祉サービスの水準が落ちることがないように、来年度の医療・介護・福祉に関わる予算の確保を求めました。第4期介護保険事業(支援)計画素案が出される11月に、第2回目の懇談・交渉が行われます。

「倉敷医療生協」では、8月12日に、「市民の声を聴く会」を開催し、倉敷市と懇談・交渉を行い市民を含む23名が参加しました。同日、児島市など4カ所でそれぞれ懇談・交渉が行われました。

「神奈川民医連」では、8月22日に神奈川県高齢福祉課と、県下自治体の介護保険財政の状況などについて懇談会を行いました。

「北海道連絡会」では、8月29日に、札幌市との交渉を行います。

「岐阜民医連」では、9月11日に、介護事業所の管理者を対象に、「介護保険制度の見直しを求める懇談会」を開催し、自治体への介護保険制度の改善を求める取り組みの意思統一が行われます。

「NPO法人地域福祉サービス協会(東京)」でも、市民税非課税世帯の介護利用料を3%にもどすことなど、武蔵村山市に要望書を提出し、近く交渉が行われます。

○ 方針「自治体(保険者)への働きかけをすすめよう」の具体化を!

各自治体の介護保険の財政収支をチェックし、適切な財政・制度運営を求めていくことや、各自治体が検討している諸計画の内容を明らかにし、住民本位の計画となるように要求し改善させていくこと等、介護改善のたたかいは重要な時期を迎えています。全日本民医連方針(別紙参照)では以下の5点を大きな柱に、自治体への働きかけを提起しています。

■ 「自治体(保険者)への働きかけをすすめよう」(2008年7月17日 全日本民医連)

1. 介護保険の財政収支をチェックし、適切な財政・制度運営を求めよう
2. 「第4期介護保険事業(支援)計画」策定に向けた働きかけをすすめよう
3. 利用者、事業所の困難を打開するために、自治体独自施策の実施・拡充を求めよう
4. 利用を制約する行き過ぎた「適正化」是正・改善を求めよう
5. 国への改善要望書・意見書の提出を要請しよう

県連・法人段階で県・地域の社会保障推進協議会と連携しながら、「介護ウェーブ」の一環として自治体(保険者)への働きかけを具体化し、介護ウェーブが大きくなうねりとなるよう、現場から、地域から運動を起こしていきましょう。

★事例ファイル episode no.17

「手のかかる人」はお断り？ ショートステイ利用を受入れてもらえない利用者

○性別：男性 ○年齢：78歳 ○家族構成：夫婦のみ ○要介護度：要介護4
○現在利用している介護サービス：訪問介護

【介護サービスの具体的な利用状況について】

老老介護で、認知介護に近い状況のため、デイサービスを1日おきに利用している。通所の準備、階段の上り下りの介助に訪問介護が入っている。歩行機能が落ちてきており、6月より訪問リハビリを導入。夫婦二人だけでの生活がかなり厳しくなっているため、訪問看護、往診も含め支援している。

【本人の身体状況、具体的な困難や生活上の支障について】

本人は認知症。歩行が不安定になってきた。介護者も理解力が落ちてきており、介護負担をよく口にするようになってきた。特に失禁に対し気にしておられる。ご本人も妻にいろいろ言われるのが嫌なのか、二人でいるときはほとんどこたつ・布団に入りつきりになってきている。将来の施設入所も見据え、妻の介護負担軽減のため、ショートステイがある老健施設をはじめ利用。しかし、ご本人は夜になると不穏になり、妻が呼び出され一泊もできずに自宅に帰ることとなった。翌々月、別施設（特養）でショートステイを利用。予定どおり泊まって帰ってこられたが、ショートステイ中、夜間不眠で、不穏な行動もあり、夜勤の職員が車椅子に乗せ一緒にラウンドしたとのことで、2回目以降の受け入れに伝えてもらえない。

【制度に対する問題意識や、改善が必要と考えられる点】

医療ケアの高い方、いわゆる「問題行動」をとられる方こそ、家族介護は大きく、レスパイト目的のショートステイが必要。施設の人員配置基準の改善を、在宅関係者も一緒になって求めていきたい。

★事例ファイル episode no.18

「更新認定のたびに区分が上がった下がった事例」

○性別：男性 ○年齢：64歳 ○家族構成：独居 ○要介護度：要支援2
○現在利用している介護サービス：訪問介護

【介護サービスの具体的な利用状況について】

ヘルパーサービスを週2回利用し、家事支援と入浴介助を利用している。脳梗塞後の右麻痺のため自宅内でも下肢装具と杖を使用している。年齢的に若いため通所サービスは利用していない。移動は電動車椅子を利用し一人で通院や買い物に出かけているが、運動機能の低下で常に転倒や事故の危険がある。金銭的にも厳しいため食事は一日2回、調理はできないためインスタントラーメンを毎日食べている。

【本人の身体状況、具体的な困難や生活上の支障について】

利用者自身の前向きな考え方もあり、努力でどうにか生活していたが、更新申請のつど要支援と要介護の間をいったりきたりしている。生活状況、身体面ではどう見ても介護サービスが必要と判断されるが、認定内容の不明瞭さのため前述したような結果となっている。その都度、利用者の経済的負担や生活支援の内容が変わり困惑している。

【制度に対する問題意識や、改善が必要と考えられる点】

電動車椅子の利用について、要支援1の人でも利用できるようにしてもらいたい。認定調査や審査会によって、判断内容に差があり、利用者自身の状況は変わらないのに区分が更新のたびに変わってしまっている。もっと明瞭にしてもらいたい。

お問い合わせは、「介護ウェブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp